

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【公開番号】特開2013-78609(P2013-78609A)

【公開日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【年通号数】公開・登録公報2013-021

【出願番号】特願2012-279773(P2012-279773)

【国際特許分類】

A 45 D 20/12 (2006.01)

【F I】

A 45 D 20/12 C

A 45 D 20/12 J

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月3日(2013.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前端に吹出口(8)、後端に吸込口(28)を有する筒状の本体ケース(1)の内部に、送風ファン(3)と、送風ファン(3)を駆動するモーター(4)と、ヒーターユニット(5)とが、吸込口(28)から吹出口(8)へ向かって記載順に設けてあるヘアードライヤーであって、

本体ケース(1)は、光透過性素材で形成されており、

ヒーターユニット(5)の外面が金属製のヒーターカバー(13)で覆われており、

ヒーターカバー(13)の外面を覆う、本体ケース(1)の前部壁面が透視可能で、残る後部壁面にケース内部の視認を遮る本体遮蔽部(59)が形成してあることを特徴とするヘアードライヤー。

【請求項2】

本体遮蔽部(59)が、本体ケース(1)の外面に塗装を施して形成してある請求項1に記載のヘアードライヤー。

【請求項3】

本体遮蔽部(59)が、本体ケース(1)の外面にグラデーション塗装を施して形成されており、

グラデーション塗装の色調が、本体ケース(1)の前部から後部へ向かって連続して徐々に濃くしてある請求項2に記載のヘアードライヤー。

【請求項4】

本体遮蔽部(59)の前部境界(60)が、ヒーターカバー(13)の後端より前方に位置させてある請求項1乃至3のいずれかひとつに記載のヘアードライヤー。

【請求項5】

本体ケース(1)の内部に、送風ファン(3)と、送風ファン(3)を駆動するモーター(4)と、ヒーターユニット(5)が設けてあるヘアードライヤーであって、

本体ケース(1)は、ケース中心軸に沿って複数に分割された分割ケース(30・31)を含んで構成されており、

本体ケース(1)の吹出口(8)に、接合された分割ケース(30・31)の分離を防ぐ固定リング(32)が装着されており、

固定リング（32）に、吹出口（8）から吹出される空気流を収束ないし拡散する吹出ノズル（9）が一体に形成してある請求項1乃至4のいずれかひとつに記載のヘアードライヤー。

【請求項6】

吹出ノズル（9）が、固定リング（32）と一体に形成された第1吹出ノズル（41）と、第1吹出ノズル（41）の外面に着脱自在に装着されて、第1吹出ノズル（41）のノズル口（45）から吹出された空気流を収束ないし拡散する第2吹出ノズル（42）とで構成してある請求項5に記載のヘアードライヤー。

【請求項7】

第1吹出ノズル（41）、および第2吹出ノズル（42）が、それぞれ光透過性素材で形成してある請求項6に記載のヘアードライヤー。

【請求項8】

分割ケース（30・31）が、それぞれ光透過性素材で形成されて、固定リング（32）で分離不能に固定してある請求項6または7に記載のヘアードライヤー。

【請求項9】

ヒータユニット（5）の外面がヒーターカバー（13）で覆われており、

ヒーターカバー（13）の外面を覆う分割ケース（30・31）の前部壁面が透視可能で、残る後部壁面にケース内部の視認を遮る本体遮蔽部（59）が形成してある請求項6乃至8のいずれかひとつに記載のヘアードライヤー。

【請求項10】

本体遮蔽部（59）が、分割ケース（30・31）の外面に塗装を施して形成してある請求項9に記載のヘアードライヤー。

【請求項11】

本体遮蔽部（59）が、分割ケース（30・31）の外面にグラデーション塗装を施して形成されており、

グラデーション塗装の色調が、分割ケース（30・31）の前部から後部へ向かって連続して徐々に濃くしてある請求項10に記載のヘアードライヤー。

【請求項12】

本体遮蔽部（59）の前部境界（60）が、ヒーターカバー（13）の後端より前方に位置させてある請求項9乃至11のいずれかひとつに記載のヘアードライヤー。